

事業主・加入者の皆さまへ

職場内で回覧・掲示をお願いします

2026年
3月号

協会けんぽ兵庫支部からのお知らせ

令和8年度 健康診断のご案内

令和8年度の健康診断の
詳細はこちら



被保険者(ご本人)様は生活習慣病予防健診等が受けられます

3月下旬に、**緑色の封筒**で対象者のいる事業所様にご案内をお送りします。従業員の皆さまに、健診受診の積極的な呼びかけをお願いします。
生活習慣病予防健診の受診で従業員の健康を守りましょう。なお、令和8年度より、健康診断の費用補助が拡大されます。詳細は3月下旬にお送りするご案内をご確認ください。



協会けんぽ被保険者様限定

令和8年度より健康診断の費用補助を拡大します

令和7年度	令和8年度		
生活習慣病予防健診	New/ 人間ドック補助の実施	New/ 若年層を対象とした健診補助の実施	New/ 検査項目の拡大
35歳~74歳	35歳~74歳	20歳、25歳、30歳	骨粗しょう症検診 (40歳以上の偶数年齢の女性) 自己負担額 最高1,390円
自己負担額 最高5,282円	最高25,000円の補助	自己負担額 最高2,500円	喀痰検査 (50歳以上で1日に吸うたばこの本数 ×喫煙年数(喫煙指数)が600以上の 方に実施する肺がんの検査) 自己負担額 最高590円
各種がん検診も受診可能 節目年齢(40歳から5歳刻み) で付加健診の受診可能	費用補助の対象となる 機関はこちら 	(生活習慣病予防健診の内容から大腸がん及び胃がん検診は除く)	

※生活習慣病予防健診は、令和8年度以降もご利用いただけます。

兵庫県内で、令和8年4月から 生活習慣病予防健診実施機関・・・139 機関
協会けんぽの費用補助を受けられる健診機関は、 人間ドック実施機関・・・43 機関 あります。(令和8年2月時点)

対象の健診機関からお選びいただき、ご希望の健診機関へ**直接**ご予約ください。

知らなかった!

**胃がん検診を省くと
費用補助を受けられません**

生活習慣病予防健診は、胃がん検診(バリウム検査または胃カメラ)がセットになっています。ご本人の判断で省くことはできませんので、併せてご受診ください。

便利でお得!

**健診後の健康サポートが
セットになっています(無料)**

特定保健指導に該当した方に実施します。
(健診後、ご案内をお送りします。)
一部の健診機関では健診当日に実施しています。

被扶養者(ご家族)様は特定健診が受けられます

被扶養者で40歳以上の方は、健診費用の補助を行っています。4月上旬に、**黄色の封筒**で被保険者様のご自宅にご案内(受診券)をお送りします。

退職後の健康保険加入(任意継続健康保険)について

退職後の健康保険は、**加入者様ご自身で手続きが必要**です。

退職後、以下の要件を満たす方については**最長2年間、任意継続健康保険**にご加入いただくことができます。

加入要件	①退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること ②退職日の翌日から20日以内に申請書を協会けんぽ宛にご提出いただくこと(郵送の場合は必着)。
保険料	退職時の標準報酬月額 × お住まいの都道府県別健康保険料率 = 保険料 (標準報酬月額の上限は 320,000 円) ※40歳～64歳の方は介護保険料が加わります ※令和8年4月分保険料から子ども子育て支援金が加わります

任意継続の申請に必要な書類は、協会けんぽホームページよりダウンロードいただくか、お電話にて郵送のご依頼をいただくことも可能です。また、パソコン、スマートフォンを利用してインターネットを通じて申請することができる「電子申請サービス」もご利用ください。

3月から4月にかけて、協会けんぽの窓口は大変混雑いたします。郵送及び電子申請サービスによる早めの手続きをお願いします。



任意継続被保険者資格
取得申出書はこちら

「電子申請サービス」の 開始について

協会けんぽでは、これまで「紙」の申請書によって行われている各種手続きについて、ご自宅や職場のパソコン、スマートフォンを利用して申請することができる「電子申請サービス」を令和8年1月13日より開始しました。「郵送すること」の手間・時間・費用を**かけずに、オンラインで各種申請手続きが可能**となりますので、ぜひ「電子申請サービス」をご利用ください!



電子申請サービスの
詳細はこちら



健康保険証は、 マイナ保険証へ



令和7年12月2日以降、従来の健康保険証(水色)はお使いいただけませんので、マイナ保険証のご利用をお願いします。

電子証明書の有効期限切れにご注意ください

マイナンバーカードの電子証明書には有効期限(発行日から5回目の誕生日まで)があります。

有効期限が切れている場合は、マイナ保険証をご利用いただけません。電子証明書の有効期限はマイナポータルまたはマイナンバーカードの券面からご確認ください。

資格確認書について

資格確認書とは、マイナ保険証を利用できない場合に医療機関等で提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる証明書(黄色のカード)です。**マイナ保険証を利用できない方で、資格確認書がお手元にない場合は、資格確認書の交付申請が必要となります**のでご注意ください。申請書は協会けんぽのホームページよりダウンロード可能です。

各種届出書・申請書の提出先について

事業所の適用関係の申請書(「資格取得届」「被扶養者異動届」「資格喪失届」)は**事実発生日から5日以内に日本年金機構へご提出ください**。また、これらの書類のお問い合わせも日本年金機構ですのでご注意ください。



各種書類の提出先はこちら